

令和6年度第2回日高管内いじめ問題等対策連絡協議会

配付資料

日時：令和7年2月26日（水）13:30～15:30

会場：日高合同庁舎4階講堂

- 資料1 令和6年度 第1回日高管内いじめ問題等対策連絡協議会の概要 (P 1)
- 資料2 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等について（通知） (P 2～7)
- 資料3 令和6年度どさんこ☆子ども地区会議の報告 (P 8)
- 資料4 HOKKAIDO不登校対策プランについて（通知・概要） (P 9～10)
- 資料5 不登校児童生徒への支援の充実について（通知） (P 11～12)
- 資料6 令和6年度不登校児童生徒に対する支援推進事業成果資料 (P 13～26)

北海道教育庁日高教育局

令和6年度（2024年度）第1回日高管内いじめ問題等対策連絡協議会の概要

説明1 「『北海道いじめ防止基本方針』及び『北海道いじめの防止等に向けた取組プラン』について」

- 北海道いじめ防止基本方針
いじめ問題の現状と課題、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、いじめ問題に一層の危機感をもって取り組むために改定された。
- 北海道いじめの防止等に向けた取組プラン
令和5年度から令和9年度までを計画期間として、道内におけるいじめの防止等対策の現状と課題を踏まえ、道教委が行う重点的な取組が示されている。



説明2 「道内及び管内のいじめ問題等の現状と課題について」（令和4年度の状況） 「魅力あるより良い学校づくりの推進、不登校の児童生徒を支援する体制の強化及び多様な適切な教育機会の確保について」



- いじめ
いじめの認知件数が大幅に増加し、いじめの積極的な認知が進んでいる。早期解決に向けた組織的な対応を一層充実させるため、日頃から関係機関や専門家との連携を図る必要がある。
- 不登校
不登校児童生徒の割合が急激に増加しており、特に、小学校低学年から不登校が増加している。幼保小の引き継ぎを含め、義務教育の初期段階から安心して学ぶことのできる学校づくりや早期発見・早期支援を推進するほか、支援が途切れることがないように「児童生徒理解・支援シート」等を活用した校種間の切れ目のない支援体制の充実を図る必要がある。

実践発表（新冠町教育委員会）「新冠町の不登校児童生徒支援～町全体で子どもを見守る～」

不登校傾向がみられる児童生徒の早期発見・早期解決を図るために、長期欠席・不登校の要因や背景に着目し、アセスメントを短い期間で組織的に行う体制を構築している。

また、小学校低学年から不登校児童が増加していることを踏まえ、幼小連携を積極的に進めている。特に、新冠町子ども発達支援センター「あおぞら」が中心となり、町教委と役場が連携して、学校と家庭を包括的にサポートしている。0～15歳の学びの連続性を意識した幼小中連携と教育課程の編成、各種会議の充実を図り、町全体で子どもを見守る支援体制の実現に向けて取り組んでいる。

グループ協議

各機関が連携した対応策及び未然防止策について

〔協議のねらい〕

児童虐待の事例を取り上げ、各機関の立場でどのような対応が可能であるか、また、どのように連携して対応できるかを検討する。

また、生徒指導上の諸課題について、各機関の強みを活かし、実効性のある組織的な取組にするためには、どのような連携の在り方が求められるかについて協議し、共通認識を図る。



- 児童虐待の事案で家庭への対応が困難な場合には、関係機関や専門家がそれぞれの立場でかかわるとともに、子どもや保護者の状況や背景をアセスメントした上で、連携して支援することが子どもを守ることにつながる。教育委員会等が関係機関や専門家をつなぐハブ的な役割を担うなどして、日常的な協働体制を構築する必要がある。
- 児童虐待の未然防止には、学校や地域全体で子どもを見守り、気づきにくい児童虐待に気付くことが早期発見・早期対応につながる。子どもが学校や地域で安心して相談できる環境を整備する必要がある。
- 生徒指導上の諸課題を解決するためには、迅速に情報を共有することが、課題の解決・解消に向けた関係機関や専門家によるアセスメントや対応につながる。必要とされる情報が確実に届くよう、関係機関や専門家同士を結ぶネットワークを構築する必要がある。

まとめ

- いじめ、児童虐待等の未然防止のためには、素早い初期対応、子どもの安心・安全を守り抜く環境の整備や安らげる居場所づくりの大切さ、子どもの心のケア、保護者の生きづらさなどの理解することなどが重要であることを共有できた。特に、地域全体で子どもを見守るという視点で、関係機関が日頃から連携を図り、各機関の強みを活かした実効性のある組織的な取組を一層進める必要がある。

【概要】

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（北海道）

本調査は、令和5年度（2023年度）間の北海道の公立学校における暴力行為、いじめ、不登校、中途退学の状況を令和6年度（2024年度）に調査し、公表するものです。また、本数値には、札幌市立学校も含まれています。

学校数及び児童生徒数

	公立学校数			在籍児童生徒数		
	令和4年度	令和5年度	前年度比	令和4年度	令和5年度	前年度比
小学校	978校	967校	11校	227,259人	221,725人	5,534人
中学校	575校	571校	4校	118,095人	117,054人	1,041人
高等学校	224校	222校	2校	85,435人	83,367人	2,068人
小・中・高等学校の計	1,777校	1,760校	17校	430,789人	422,146人	8,643人
特別支援学校	72校	71校	1校	5,798人	5,817人	19人
合計	1,849校	1,831校	18校	436,587人	427,963人	8,624人

令和5年（2023年）5月1日現在の数値である。
 ただし、高等学校在籍生徒数には、高等学校通信制課程の在籍者数（令和4年度（2022年度）は3,001人、令和5年度（2023年度）は3,300人）も計上されている。
 いじめにおける高等学校の学校総数は、併置校を全日制、定時制、通信制それぞれを1校で計上し、254校となる。

結果の概要

1 公立小・中学校、高等学校の暴力行為の発生件数

	令和4年度		令和5年度		前年度比	
	発生件数	(1,000人当たり)	発生件数	(1,000人当たり)	発生件数	(1,000人当たり)
小学校	300件	(1.3件)	706件	(3.2件)	406件	(1.9件)
中学校	308件	(2.6件)	411件	(3.5件)	103件	(0.9件)
高等学校	121件	(1.4件)	132件	(1.6件)	11件	(0.2件)
合計	729件	(1.7件)	1,249件	(3.0件)	520件	(1.3件)

2 公立小・中学校、高等学校、特別支援学校のいじめの認知件数

	令和4年度		令和5年度		前年度比	
	認知件数	(1,000人当たり)	認知件数	(1,000人当たり)	認知件数	(1,000人当たり)
小学校	28,387件	(124.9件)	40,971件	(184.8件)	12,584件	(59.9件)
中学校	4,256件	(36.0件)	5,929件	(50.7件)	1,673件	(14.6件)
高等学校	700件	(8.2件)	992件	(11.9件)	292件	(3.7件)
特別支援学校	102件	(17.6件)	182件	(31.3件)	80件	(13.7件)
合計	33,445件	(76.6件)	48,074件	(112.3件)	14,629件	(35.7件)

3 公立小・中学校の不登校児童生徒数

	令和4年度		令和5年度		前年度比	
	不登校児童生徒数	(1,000人当たり)	不登校児童生徒数	(1,000人当たり)	不登校児童生徒数	(1,000人当たり)
小学校	3,713人	(16.3人)	4,554人	(20.5人)	841人	(4.2人)
中学校	8,463人	(71.7人)	9,613人	(82.1人)	1,150人	(10.5人)
合計	12,176人	(35.3人)	14,167人	(41.8人)	1,991人	(6.6人)

4 公立高等学校の不登校生徒数（通信制高校の在籍者を除く。）

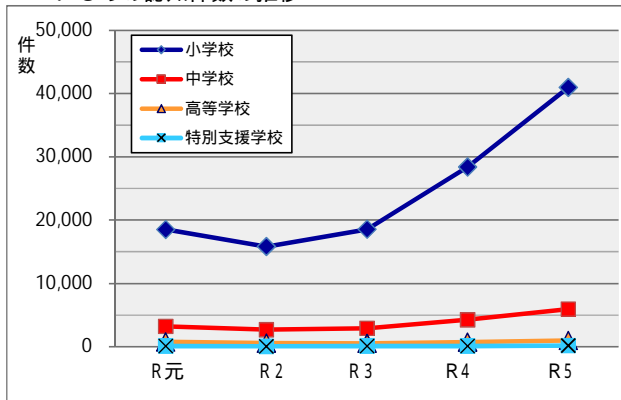
	令和4年度	令和5年度	前年度比
不登校生徒数 (1,000人当たり)	826人 (10.0人)	922人 (11.5人)	96人 (1.5人)

5 公立高等学校の中途退学者数

	令和4年度	令和5年度	前年度比
中途退学者数 (中途退学率)	1,403人 (1.6%)	1,238人 (1.5%)	165人 (0.2%)

公立小・中学校、高等学校、特別支援学校のいじめ

1 いじめの認知件数の推移



【本調査におけるいじめの定義】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
小学校	18,525 77.7	15,824 67.3	18,552 80.3	28,387 124.9	40,971 184.8
中学校	3,209 26.5	2,686 22.4	2,906 24.2	4,256 36.0	5,929 50.7
高等学校	749 7.8	572 6.2	533 6.0	700 8.2	992 11.9
特別支援学校	91 15.8	63 10.7	92 16.3	102 17.6	182 31.3
計	22,574 48.9	19,145 42.2	22,083 49.6	33,445 76.6	48,074 112.3

< 前年度との比較 >

- 小学校 - 12,584件増加
- 中学校 - 1,673件増加
- 高等学校 - 292件増加
- 特別支援学校 - 80件増加
- 全体 - 14,629件増加

上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

2 学校種別いじめの認知学校数

	認知学校数			
	学校数		認知率	
	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
小学校	859校	800校	88.8%	81.8%
中学校	491校	449校	86.0%	78.1%
高等学校	190校	172校	85.6%	66.9%
特別支援学校	21校	21校	29.6%	29.2%
計	1,561校	1,442校	85.3%	76.6%

認知率 = (認知学校数 / 公立学校総数) × 100

3 いじめの解消状況

	いじめが解消しているもの(解消率)	
	令和5年度	令和4年度
小学校	88.5%	92.6%
中学校	90.0%	92.2%
高等学校	92.8%	93.6%
特別支援学校	75.3%	94.1%
計	88.8%	92.6%

4 いじめ発見のきっかけ (12項目から一つの項目)

	順位	いじめ発見のきっかけ			
		令和5年度	令和4年度		
小学校		アンケート調査など学校の取組により発見	81.7%	アンケート調査など学校の取組により発見	78.3%
		本人からの訴え	10.9%	本人からの訴え	10.3%
		当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	3.1%	学級担任が発見	6.5%
		学級担任が発見	2.8%	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	3.3%
		児童生徒(本人を除く)からの情報	0.6%	児童生徒(本人を除く)からの情報	0.8%
		保護者(本人の保護者を除く)からの情報	0.4%	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	0.3%
		学級担任以外の教職員が発見	0.2%	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0.2%
		学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0.1%	学級担任以外の教職員が発見	0.2%
		養護教諭が発見	0.04%	養護教諭が発見	0.1%
		スクールカウンセラー等の相談員が発見	0.02%	その他(匿名による投書など)	0.06%
		地域の住民からの情報	0.01%	スクールカウンセラー等の相談員が発見	0.03%
		その他(匿名による投書など)	0.0%	地域の住民からの情報	0.04%
中学校		アンケート調査など学校の取組により発見	66.7%	アンケート調査など学校の取組により発見	69.4%
		本人からの訴え	17.5%	本人からの訴え	15.5%
		当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	7.7%	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	6.3%
		学級担任が発見	2.6%	学級担任が発見	3.8%
		児童生徒(本人を除く)からの情報	2.2%	児童生徒(本人を除く)からの情報	2.5%
		学級担任以外の教職員が発見	1.4%	学級担任以外の教職員が発見	1.2%
		保護者(本人の保護者を除く)からの情報	1.1%	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	0.8%
		学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0.4%	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0.4%
		養護教諭が発見	0.2%	養護教諭が発見	0.1%
		スクールカウンセラー等の相談員が発見	0.1%	スクールカウンセラー等の相談員が発見	0.1%
		地域の住民からの情報	0.03%	地域の住民からの情報	0.02%
		その他(匿名による投書など)	0.02%	その他(匿名による投書など)	0.02%

	順位	いじめ発見のきっかけ			
		令和5年度		令和4年度	
		発見率	割合	発見率	割合
高等学校		アンケート調査など学校の取組により発見	61.2%	アンケート調査など学校の取組により発見	60.0%
		本人からの訴え	23.4%	本人からの訴え	24.3%
		当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	6.0%	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	5.7%
		学級担任が発見	3.0%	学級担任が発見	3.3%
		児童生徒（本人を除く）からの情報	2.8%	児童生徒（本人を除く）からの情報	2.6%
		保護者（本人の保護者を除く）からの情報	1.5%	学級担任以外の教職員が発見	2.3%
		学級担任以外の教職員が発見	1.3%	保護者（本人の保護者を除く）からの情報	0.9%
		養護教諭が発見	0.5%	学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	0.6%
		学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	0.2%	養護教諭が発見	0.3%
		スクールカウンセラー等の相談員が発見	0.0%	その他（匿名による投書など）	0.1%
		地域の住民からの情報	0.0%	スクールカウンセラー等の相談員が発見	0.0%
	その他（匿名による投書など）	0.0%	地域の住民からの情報	0.0%	
特別支援学校		アンケート調査など学校の取組により発見	61.0%	アンケート調査など学校の取組により発見	73.5%
		本人からの訴え	20.3%	本人からの訴え	11.8%
		学級担任が発見	8.2%	学級担任が発見	6.9%
		学級担任以外の教職員が発見	4.9%	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	5.9%
		児童生徒（本人を除く）からの情報	3.3%	学級担任以外の教職員が発見	1.0%
		当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	2.2%	保護者（本人の保護者を除く）からの情報	1.0%
		養護教諭が発見	0.0%	養護教諭が発見	0.0%
		スクールカウンセラー等の相談員が発見	0.0%	スクールカウンセラー等の相談員が発見	0.0%
		保護者（本人の保護者を除く）からの情報	0.0%	児童生徒（本人を除く）からの情報	0.0%
		地域の住民からの情報	0.0%	地域の住民からの情報	0.0%
		学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	0.0%	学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	0.0%
	その他（匿名による投書など）	0.0%	その他（匿名による投書など）	0.0%	

5 いじめの態様（9項目から複数選択）

	順位	いじめの態様			
		令和5年度		令和4年度	
		発見率	割合	発見率	割合
小学校		冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	46.8%	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	59.7%
		軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	20.7%	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	27.2%
		仲間はずれ、集団による無視をされる。	14.4%	仲間はずれ、集団による無視をされる。	19.1%
		ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	6.2%	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	8.6%
		嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	5.4%	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	5.9%
		金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	3.6%	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	4.5%
		その他	1.4%	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	1.5%
		パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	1.2%	その他	1.4%
		金品をたかられる。	0.3%	金品をたかられる。	0.4%
中学校		冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	59.3%	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	69.2%
		軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	12.4%	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	15.7%
		仲間はずれ、集団による無視をされる。	9.9%	仲間はずれ、集団による無視をされる。	13.5%
		パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	7.1%	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	10.7%
		金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	4.5%	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	5.4%
		嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	3.3%	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	4.1%
		ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	2.9%	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	3.6%
		その他	0.4%	その他	0.9%
		金品をたかられる。	0.2%	金品をたかられる。	0.4%
高等学校		冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	53.2%	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	65.3%
		仲間はずれ、集団による無視をされる。	14.0%	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	17.6%
		パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	11.8%	仲間はずれ、集団による無視をされる。	15.7%
		軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	7.2%	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	8.4%
		嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	3.9%	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	7.7%
		その他	3.6%	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	3.6%
		金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	3.2%	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	3.1%
		ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	2.6%	その他	2.1%
		金品をたかられる。	0.6%	金品をたかられる。	1.3%
特別支援学校		冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	52.3%	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	62.7%
		軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	14.2%	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	14.7%
		嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	8.3%	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	12.7%
		ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	7.8%	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	11.8%
		パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	7.3%	仲間はずれ、集団による無視をされる。	7.8%
		仲間はずれ、集団による無視をされる。	4.1%	その他	6.9%
		その他	2.8%	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	3.9%
		金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	2.3%	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	2.9%
		金品をたかられる。	0.9%	金品をたかられる。	0.0%

公立小・中学校の不登校

1 公立小・中学校における理由別長期欠席者数（上段）と1,000人当たりの理由別長期欠席者数（下段）

	令和5年度								令和4年度							
	不登校	うち前年度からの継続	うち50日以上欠席	うち90日以上欠席	経済的理由	病気	その他	計	不登校	うち前年度からの継続	うち50日以上欠席	経済的理由	病気	新型コロナウイルスの感染回避	その他	計
小学校 (1,000人当たり)	4,554 (20.5)	1,891 (8.5)	3,603 (16.2)	2,390 (10.8)	0 (0.0)	2,380 (10.7)	695 (3.1)	7,629 (34.4)	3,713 (16.3)	1,530 (6.7)	1,992 (8.8)	0 (0.0)	1,642 (7.2)	1,216 (5.4)	1,788 (7.9)	8,359 (36.8)
中学校 (1,000人当たり)	9,613 (82.1)	5,396 (46.1)	8,190 (70.0)	6,362 (54.4)	2 (0.02)	2,009 (17.2)	162 (1.4)	11,786 (100.7)	8,463 (71.7)	4,344 (36.8)	5,536 (46.9)	0 (0.0)	1,971 (16.7)	629 (5.3)	639 (5.4)	11,702 (99.1)
計 (1,000人当たり)	14,167 (41.8)	7,287 (21.5)	11,793 (34.8)	8,752 (25.8)	2 (0.01)	4,389 (13.0)	857 (2.5)	19,415 (57.3)	12,176 (35.3)	5,874 (17.0)	7,528 (21.8)	0 (0.0)	3,613 (10.5)	1,845 (5.3)	2,427 (7.0)	20,061 (58.1)

年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数を理由別に調査。

令和2年度から令和4年度の調査までは「新型コロナウイルスの感染回避」欄を設けていた。

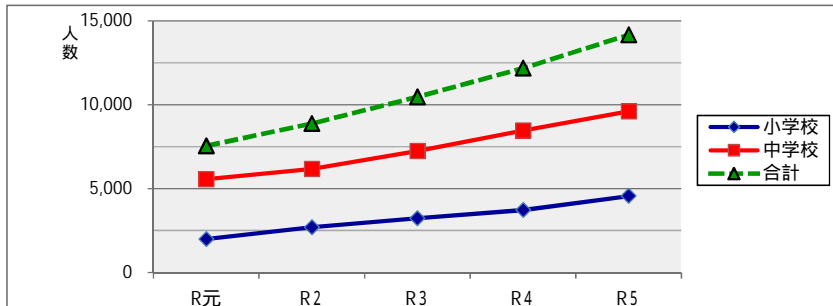
< 不登校児童生徒数の前年度との比較 >

小学校 ~ 841人増加
 中学校 ~ 1,150人増加
 全体 ~ 1,991人増加

2 不登校の経年変化

(1) 不登校の状況

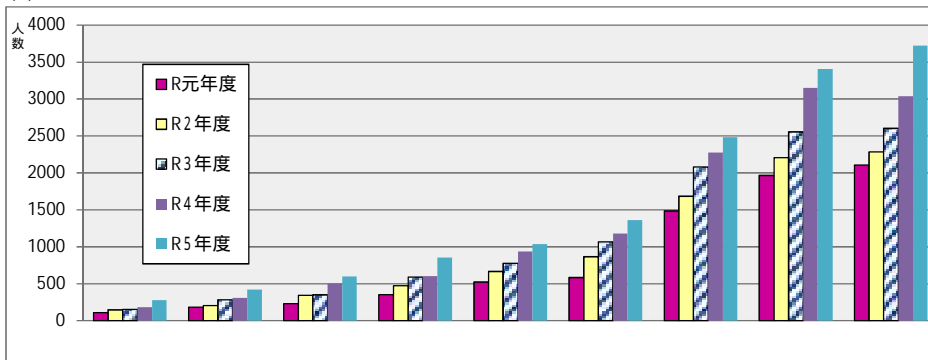
年度間に通算30日以上欠席した児童生徒のうち、不登校を理由とする児童生徒数の推移



不登校児童生徒数（上段）と1,000人当たりの不登校児童生徒数（下段）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
小学校 (1,000人当たり)	1,986 (8.3)	2,696 (11.5)	3,221 (13.9)	3,713 (16.3)	4,554 (20.5)
中学校 (1,000人当たり)	5,558 (45.8)	6,177 (51.6)	7,243 (60.4)	8,463 (71.7)	9,613 (82.1)
合計 (1,000人当たり)	7,544 (21.0)	8,873 (25.0)	10,464 (29.8)	12,176 (35.3)	14,167 (41.8)

(2) 過去5年間の学年別不登校児童生徒数の推移



学年	小学校						中学校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
R元年度	109	184	231	354	524	584	1,484	1,968	2,106
R2年度	146	203	343	473	665	866	1,686	2,206	2,285
R3年度	152	284	350	591	778	1,066	2,082	2,556	2,605
R4年度	184	309	503	602	936	1,179	2,276	3,150	3,037
R5年度	276	422	598	858	1,039	1,361	2,481	3,408	3,724

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（北海道）

公立高等学校の不登校

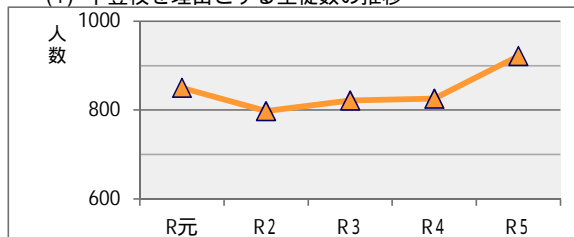
1 公立高等学校における理由別長期欠席者数（上段）と1,000人当たりの理由別長期欠席者数（下段）

年度	在籍数（人）	不登校	理由別長期欠席者数			経済的理由	病気	新型コロナウイルスの感染回避	その他	計
			うち前年度からの継続	うち50日以上欠席	うち90日以上欠席					
令和5年度	80,067 (1,000人当たり)	922 (11.5)	192 (2.4)	465 (5.8)	220 (2.7)	2 (0.02)	830 (10.4)		39 (0.5)	1,793 (22.4)
令和4年度	82,434 (1,000人当たり)	826 (10.0)	125 (1.5)		243 (2.9)	10 (0.1)	1,275 (15.5)	796 (9.7)	1,132 (13.7)	4,039 (49.0)

年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数を理由別に調査。
令和2年度から令和4年度の調査までは「新型コロナウイルスの感染回避」欄を設けていた。

2 公立高等学校における不登校の状況

(1) 不登校を理由とする生徒数の推移



<不登校生徒数の前年度との比較>
96人増加

【内訳】
全日制 674人（前年度 625人）
定時制 248人（前年度 201人）

(2) 不登校生徒数（上段）と1,000人当たりの不登校生徒数（下段）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
不登校生徒数 (1,000人当たり)	850 (9.1)	798 (8.9)	822 (9.6)	826 (10.0)	922 (11.5)

年間30日以上欠席した者のうち、主たる理由が「不登校」の者の数

3 学年別不登校生徒数

	不登校生徒数					
	令和5年度			令和4年度		
	人数	(1,000人当たり)	構成比	人数	(1,000人当たり)	構成比
第1学年	259	(15.0)	28.1%	178	(10.1)	21.5%
第2学年	179	(10.6)	19.4%	127	(7.3)	15.4%
第3学年	84	(5.0)	9.1%	97	(5.1)	11.7%
第4学年	6	(21.1)	0.7%	5	(16.3)	0.6%
単位制	394	(13.7)	42.7%	419	(14.9)	50.7%

4 不登校の要因

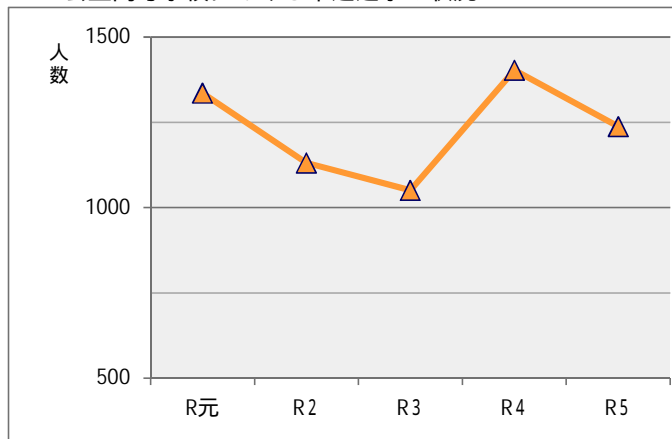
区分	学校種													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
全日制	8 0.8%	122 12.3%	7 0.7%	81 8.2%	12 1.2%	71 7.2%	44 4.4%	61 6.2%	167 16.9%	22 2.2%	183 18.5%	189 19.1%	15 1.5%	8 0.8%
定時制	0 0.00%	37 11.5%	9 2.8%	72 22.3%	2 0.6%	9 2.8%	6 1.9%	13 4.0%	51 15.8%	1 0.3%	64 19.8%	36 11.1%	17 5.3%	6 1.9%
合計	8 0.61%	159 12.1%	16 1.2%	153 11.7%	14 1.1%	80 6.1%	50 3.8%	74 5.6%	218 16.6%	23 1.8%	247 18.8%	225 17.1%	32 2.4%	14 1.1%

(注1) 「相談」は、本人や保護者からの相談。

(注2) 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

公立高等学校の中途退学

1 公立高等学校における中途退学の状況



<前年度との比較>
165人減少

【内訳】
 全日制 719人（前年度 868人）
 定時制 207人（前年度 290人）
 通信制 312人（前年度 245人）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
中途退学者数	1,336	1,131	1,051	1,403	1,238
(中途退学率)	(1.4%)	(1.2%)	(1.2%)	(1.6%)	(1.5%)

2 学年別中途退学者数

	中途退学者数								
	令和5年度			令和4年度			令和3年度		
	人数	(中退率)	構成比	人数	(中退率)	構成比	人数	(中退率)	構成比
第1学年	367	(2.1%)	29.6%	525	(2.8%)	37.4%	296	(1.6%)	28.2%
第2学年	236	(1.4%)	19.1%	340	(1.9%)	24.2%	228	(1.2%)	21.7%
第3学年	87	(0.5%)	7.0%	182	(0.9%)	13.0%	110	(0.5%)	10.5%
第4学年	5	(1.8%)	0.4%	40	(4.5%)	2.9%	12	(3.5%)	1.1%
単位制	543	(1.7%)	43.9%	316	(1.1%)	22.5%	405	(1.4%)	38.5%

3 中途退学理由（8項目の主たる理由から選び回答）

順位	中途退学理由					
	令和5年度		令和4年度		令和3年度	
	進路変更	61.8%	進路変更	62.9%	進路変更	57.5%
	学校生活・学業不適應	26.2%	学校生活・学業不適應	22.1%	学校生活・学業不適應	30.1%
	病気がけが死亡	3.1%	病気がけが死亡	3.7%	病気がけが死亡	5.0%
	家庭の事情	2.6%	家庭の事情	3.3%	家庭の事情	2.7%
	問題行動等	2.3%	問題行動等	3.1%	その他の理由	2.2%
	その他の理由	2.3%	その他の理由	2.8%	学業不振	1.9%
	学業不振	1.6%	学業不振	2.0%	問題行動等	0.7%
	経済的理由	0.2%	経済的理由	0.1%	経済的理由	0.0%

「その他の理由」とは、理由が不明なもの

STOP THE いじめ!!

日高管内「どさんこ☆子ども地区会議」報告

北海道教育庁日高教育局 令和6年 11月

11月22日(金)、浦河高校をメイン会場に、Web会議システムで会場をつなぎ、「どさんこ☆子ども地区会議」を開催しました。会議で話われた内容を活用して、学校でもいじめ未然防止の取り組みを進めましょう。

地区会議の様子

はじめに司会の生徒から、本会議のテーマについて、「みんなが『いじめはどんな理由があってもしない、させない、



許さない』ために、私たちにできることは何だろう。』『日高管内いじめ防止スローガン』を作成しよう。」と説明があり、その後、グループに分かれて話し合いを行いました。

最後に、浦河高校の生徒が、各グループで話われた内容を、『日高管内いじめ防止スローガン』としてまとめました。

〈日高管内いじめ防止スローガン〉

小学校 『伝えよう！ 助け合おう！』～笑顔ですごせるように～

中学校 『みんなで理解！ みんなで発見！ みんなで行動！』

高等学校 『個人を確立するために、お互いを認め合おう！』～6秒待てば、未来は変わる～

それぞれのスローガンには、次のような願いが込められています。

小学校 「いじめの怖さを知らない人、いじめに気づいていない人、いじめを悪いことだと思っていない人に、いじめはだめだということを伝えよう。相手の気持ちを考え、助け合い、笑顔ですごせる学校にしよう。」

中学校 「仲良くなってお互いを理解し、見て見ぬふりをせず、勇気を持って行動しよう。」

高等学校 「お互いにしっかりと向き合い、認め合い、助け合おう。怒りの感情は6秒で収まることから、感情をコントロールし、いじめのない未来に変えていこう。」

各学校での取り組みについて

会議の内容を踏まえて、次の流れでいじめ防止の取り組みをオール日高で進めていきましょう！

STEP 1 (計画) 地区会議での話し合いの結果を踏まえて、各学校で取り組みを計画する。

STEP 2 (実施) STEP 1で立てた計画を踏まえて、学校や地域で活動を行う。

STEP 3 (まとめ) 計画したことが実施できたかを確認する機会をつくる。

教 生 学 第 1 6 6 7 号
令和 6 年（2024年） 3月29日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広

HOKKAIDO不登校対策プランについて（通知）

このことについて、別添のとおり、標記プランを策定しましたので、お知らせします。

北海道教育委員会では、本プランの策定に当たり、不登校児童生徒や保護者との信頼関係の構築に努めている学校やフリースクール等を通じて実情を聴き取るとともに、医師や臨床心理士等の意見を踏まえて分析を行いました。その結果、不登校の要因として、「学習内容の理解」「心身の不調」「友人関係」「学校の風土や教員の指導」など、複数の要因が複雑に重なっているケースが多く、不登校の長期化や、必要な学びや支援にアクセスできないことにつながっていることが明らかとなりました。

こうしたことから、「学校の風土を見える化し、みんなが安心して学べる環境を整備すること」や「心のSOSを見逃さず、チーム学校で支援すること」、「学びの場を確保し、学びたいときに学べる環境を整備すること」などが必要であると考え、学校並びに市町村教育委員会と連携し、重点的・継続的に取り組む内容をお示ししたところです。

また、北海道教育委員会では、プランが真に効果を上げるためには、学校、市町村教育委員会はもとより、フリースクール等や地域の福祉・医療等の関係機関との連携、家庭への支援が極めて重要と考えており、今後、不登校に関する有識者会議等において、プランの進捗状況等の検証を受け、評価・改善を行いながら、本道の不登校対策の一層の充実に取り組むこととしております。

つきましては、各市町村教育委員会及び各学校においては、本プランの趣旨等について御理解いただき、家庭、地域社会、関係機関等と連携し、できる取組から速やかに推進していただきますようお願いいたします。

記

- HOKKAIDO不登校対策プラン（令和 6 年 3 月）

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/hokkaido-futoukoutaisaku-plan.html>



（生徒指導係）

HOKKAIDO不登校対策プラン【概要版】

1 本プラン策定の趣旨等

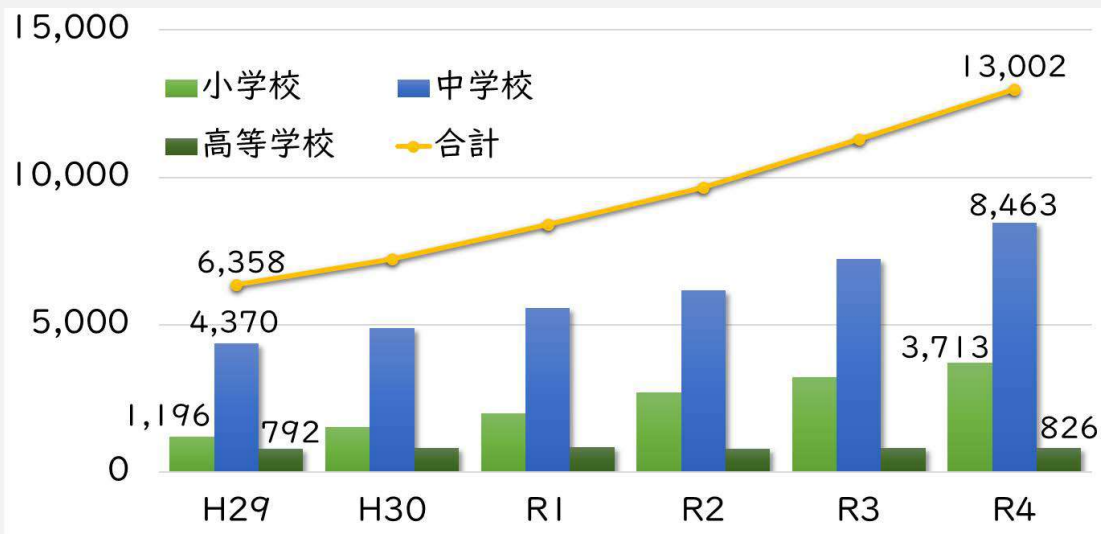
- ・本道の不登校の現状と課題を踏まえ、不登校対策の基本的な方向や具体的な取組内容など、学校や教育委員会が重点的・継続的に取り組むことについて、国の不登校対策（COCOLOプラン）を参考にし、本プランを策定する
- ・実施期間は、現行の北海道教育推進計画の計画期間を踏まえ、令和6年度(2024年度)から令和9年度(2027年度)までの4年間とする

2 不登校児童生徒への支援の基本的な考え方

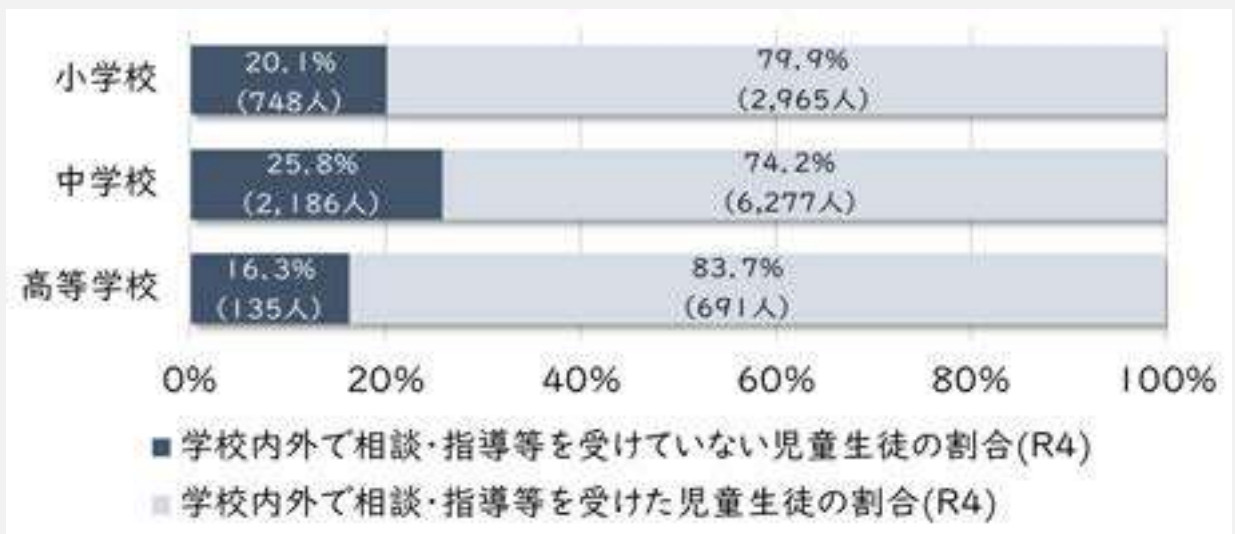
- ・「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益が存在することに留意すること
- ・学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること
- ・学校としてどのように受け入れていくかを検討し、学校になじめない要因の解消に努める必要があること

3 本道の公立学校における不登校の状況と課題

【本道の不登校児童生徒数の推移】



【学校内外で相談・指導等を受けていない児童生徒数】



4 対策プランの構成

不登校により学びや支援にアクセスできない子どもたちをゼロ

対策プラン 01 学校の風土を「見える化」し、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

- 学校の風土等を把握するためのツールを活用し、「安心して学べる」学校づくり
- 快適で温かみのある学校環境整備
- 教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくり
- いじめや教職員の不適切な指導等を許さない安全・安心な居場所づくり
- ◎ 域内の全ての児童生徒が安心して学べる学校づくりに向けた支援 など

対策プラン 02 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

- 1人1台端末を活用した児童生徒の変化の早期発見
- 「児童生徒理解・支援シート」を活用した支援
- 「チーム学校」による早期支援・早期対応（相談）
- 相談窓口の周知、活用促進
- ◎ 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援 など

対策プラン 03 学びの場を確保し、学びたいときに学べる環境を整備する

- 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進
- オンラインによる学習支援と教育相談
- 社会的自立に向けた支援の継続
- ◎ 教育支援センターの機能強化及び校内教育支援センターの設置促進
- ◎ 多様な学びの場、居場所の確保 など

対策プラン +α 実効性を高める取組

- エビデンスに基づいた個に応じた対応
- 学校の風土等を把握するためのツールを活用し、「安心して学べる」学校づくり(再掲)
- 不登校の児童生徒や保護者のニーズの把握
- 学校における働き方改革
- ◎ 児童生徒理解の深化を図る教員研修の充実 など (○：学校の取組、◎：教育委員会の取組)

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 (札幌市を除く。)
(市 町 村 立 学 校 長) 様

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史

不登校児童生徒への支援の充実について (通知)

不登校児童生徒への支援につきましては、令和 6 年 (2024年) 3 月29日付け教生学第1667号通知「HOKKAIDO不登校対策プランについて」に基づき、取組の充実を図っていただいているところですが、各教育局を通じて、本年 4 月から11月末までの各学校における児童生徒の欠席に関する状況等を把握したところ、6 月までの状況と比較し、「ICTを活用した学習支援やオンラインによる教育相談を行っている割合」が増加するなど、支援のための環境づくりが整備されてきております。

一方、不登校の予兆が見られる早期の段階からの「児童生徒理解・支援シート」を活用した学校内の情報共有、学校と家庭や関係機関との連携した支援、校内教育支援センター等における学習支援については、より一層の取組の充実が求められるところです。

つきましては、市町村教育委員会及び学校において、次のことに留意し、不登校の予兆への対応を含めた初期段階から組織的・計画的な支援の充実努めるようお願いいたします。

記

1 学校の基本姿勢

- (1) 児童生徒の実態に応じた個々の学びを保障する授業づくり、困ったときや不安なときにいつでも SOS を発信できる雰囲気のある学級づくり等を通して、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる学校づくりを組織的に推進すること。
- (2) 校長のリーダーシップの下、教職員と様々な専門スタッフが連携・協力するとともに、学校での中心かつコーディネーター的な役割を果たす教育相談コーディネーター等を明確に位置付け、組織的な支援体制を整備すること。
- (3) 道教委作成の「不登校支援ガイドブック」等を活用した校内研修を行い、児童生徒理解に基づく個に応じた指導の充実を図ること。

2 予兆への対応を含めた初期段階での支援

- (1) 欠席理由を保護者に確認の上、記録化し、学校全体で情報共有すること。
- (2) 欠席が続くなど不登校の予兆が見られる場合は、管理職を含め生徒指導部会等において、欠席の要因や背景をもとに今後の支援方針について検討し、学校全体で共通理解を図ること。
- (3) 「児童生徒理解・支援シート」等の作成は、30日以上欠席という期間にとらわれることなく、前年度の欠席状況や、遅刻、早退、保健室登校、別室登校等の状況を鑑みて、早期の段階から取り組み、学校内で情報共有し、児童生徒や保護者への支援を始めること。

なお、作成に当たっては、学級 (HR) 担任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が中心となり、児童生徒や保護者との話し合いを通じて作成することが望ましいこと。

3 不登校児童生徒への支援

(1) 「児童生徒理解・支援シート」等をもとに関係機関と情報を共有し、支援の進捗状況に応じて内容を見直すなど、継続してきめ細かな支援をすること。

また、進級・進学時においても、切れ目のない支援を行うことができるよう、「児童生徒理解・支援シート」を学校間の引継ぎに活用すること。

(2) 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）、市町村の教育支援センター、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援や教育相談など、多様な教育機会を確保すること。

なお、指導要録上の出席扱いについては、次の4(1)及び(8)を参照すること。

また、ICTを活用した学習支援については、4(2)及び(3)を参照すること。

(3) 児童生徒や保護者が、教育支援センター等の教育委員会所管の機関、児童相談所、病院、民間団体等で専門的な相談・支援を受けることができるよう、道教委Webページ「不登校支援ポータルサイト」のリンクを各学校のホームページ等に掲載するなどして、相談窓口を継続して周知すること。

(4) 学校内外の相談・指導等につなげていない児童生徒に対し、児童生徒本人の休養の必要性も踏まえつつ、教育委員会・教育支援センターと関係団体等が連携したアウトリーチ型支援を積極的に進め、相談・支援機関につなげずに孤立しがちな児童生徒やその保護者を支援すること。

4 参考通知

(1) 令和元年（2019年）11月6日付け教生学第668号通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」

(2) 令和2年（2020年）12月14日付け教生学第701号通知「不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援について」

(3) 令和4年（2022年）3月25日付け教生学第2113号通知「教職員研修資料『ICT等を活用した不登校の児童生徒への『学びを止めない』『心を近づける』学習支援 実践事例』について」
https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ict_shien.html

(4) 令和4年（2022年）6月15日付け教生学第290号通知「『不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～』について」

(5) 「児童生徒理解・支援シート」参考様式（エクセル形式）

(6) 令和5年（2023年）4月4日付け教生学第5号通知「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について」

(7) 令和5年（2023年）5月31日付け教生学第217号通知「『不登校支援ポータルサイト』の開設について」
<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/hutoukouportal.html>

(8) 令和5年（2023年）12月5日付け教生学第1086号通知「不登校支援ガイドブック『全ての子ども笑顔のために～社会的自立に向けた支援のポイント～』の活用について」
<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/hutoukou-guidebook.html>

(9) 令和6年（2024年）3月29日付け教生学第1667号通知「HOKKAIDO不登校対策プランについて」
<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/hokkaido-futoukoutaisaku-plan.html>

（不登校児童生徒支援係）

「令和6年度不登校児童生徒に対する支援推進事業」成果資料

静内中学校の不登校対策

新ひだか町立静内中学校

1 推進地域の状況

	不登校児童生徒数	児童生徒数	不登校出現率
R 1	20	391	5.12%
R 2	16	379	4.22%
R 3	25	361	6.93%
R 4	32	357	8.96%
R 5	26	481	5.41%

【推進地域における不登校児童生徒の推移】

1 推進地域の状況

【新ひだか町不登校対策スタンダード】

【R6. 10月の不登校児童生徒の状態】

令和6年度 新ひだか町不登校対策スタンダード			
参考資料:「小児心身医学会ガイドライン集～日常診療に活かす5つのガイドライン集～」			
登校の状態	状態 評価	目標	学校の対応 教育支援センター 「ステップ」の対応 家庭における対応
●前月に欠席が多かったが、現在は登校している。	状態 0	◎現状維持(状態を下げない)	■空校における経過観察 ■教員等からの声かけ等 ■必要に応じた家庭との情報共有 ■求めに応じたSCとの対応 ・不登校ではないので、身体症状の経過を観察しながら、さりげなく励ましていく。
●登校が週3～4日・遅刻、早退、別室登校が見られる。 ※当該月において、登校数が欠席数を上回っている状態	状態 1	◎現状を維持(状態を下げない) ◎学校に在りて保健室や相談室を利用	■学校における経過観察 ■教員等からの声かけ等 ■必要に応じた家庭との情報共有 ■求めに応じたSCとの対応 ・遅刻や早退でも、欠席よりはよい状態であることを共有し、特に連続した欠席にならないように、過度な登校刺激にならない程度に声かけ等を行う。 ・状態が改善している児童生徒に対し、あと少しという思いから、頑張らせずとも逆効果になる場合があることに留意
●登校が週2日以下・登校の半分以上が別室で生活 ※当該月において、欠席数が登校数を上回っている状態 ※当該月において、1日でも登校がある状態	状態 2	◎現状を維持(状態を下げない) ◎学校に在りて時間を増やす。 ※教室に行く時間を増やすよりも、別室対応で欠席の日を減らす。	■定期的な家庭・ステップと情報共有(月に数回程度の登校しかできていない児童生徒に対して、週1回程度) ■定期的な学校との情報共有(月に数回程度の登校しかできていない児童生徒に対して、週1回程度) ■別室登校児童生徒への対応(人員・場所等) ・遅刻や早退でも、欠席よりはよい状態であることを共有し、特に連続した欠席にならないように、過度な登校刺激にならない程度に声かけ等を行う。 ・学校への登校がなくなった場合は状態は「4」となることから、「ステップ」についての情報を家庭と確実に共有しておく。
●登校0日 ・教育支援センターに通級 ・学校以外に定期的に通える場所がある状態	状態 3	◎現状を維持(状態を下げない) ◎定期的な通級を継続 ◎社会参加ができてきている肯定感をもたせるための「ステップ」通級	■定期的な家庭との情報共有(週1回以上) ■「ステップ」での通級指導 ■定期的な学校との情報共有(週1回以上) ■定期的な家庭との情報共有(週1回以上) ■定期的な学校との情報共有(週1回以上) ・学校への拒否感が強い場合は「ステップ」通級を一度のゴールと考える。 ・最終学年時には、再登校についてだけでなく、卒業後の進路の相談も行う。 ・活動範囲が拡大すると対人関係の悩みが生ずるが、前進するゆえの問題として肯定的に考える。
●登校0日 ・教育支援センター等、学校以外でも定期的に通うことができる。 ・外出は自由に行ける。 ※当該月に登校が1日もない。	状態 4	◎現状を維持(状態を下げない) ◎安定した生活リズムの維持 ◎社会との関わりを切らないための「ステップ」通級の勧め ◎家庭での役割分担の明確化 ◎可能な限り外出を増やす。	■定期的な家庭との情報共有(週1回以上) ■児童生徒の家庭での状況を確実に把握する ■定期的な「ステップ」との情報共有(週1回以上) ■音信不通が1週間以上続いた場合はすぐに教育委員会管理課へ報告する。 ・各家庭と「ステップ」についての情報を共有し、少しでも通級できるように本人との関わりを深めていく。 ・「ステップ」へ通級申請している児童生徒については、家庭と協調しながら通級が継続できるように働きかける。
●登校0日 ◎家で落ち着いている。 ◎外出はできない。 ◎家族と関わる事ができる。	状態 5	◎現状維持 ◎生活リズムを乱さない。 ◎家庭での役割分担の明確化 ◎外出ができ、社会参加を促すための「ステップ」通級の勧め	■定期的な家庭との情報共有(週1回以上) ■定期的な学校との情報共有(週1回以上) ■定期的な家庭との情報共有(週1回以上) ■定期的な学校との情報共有(週1回以上) ・生活リズムの改善(夜は寝させ、午前中に起こす) ・家庭と「ステップ」についての情報を共有し、少しでも通級できるように本人との関わりを深めていく。
●登校0日 ◎自室から出ることができない。 ◎家族との関わりがない。 ◎生活リズムの乱れが大きい。	状態 6	◎定期的な医療受診 ◎生活リズムの改善(午前中は起きる、夜は寝る) ◎家族とのコミュニケーション	■定期的な家庭との情報共有(週1回以上) ■定期的な学校との情報共有(週1回以上) ■定期的な家庭との情報共有(週1回以上) ■定期的な学校との情報共有(週1回以上) ・必要に応じて医療機関、関係団体、警察等との相談を行う。

【学校と家庭の情報共有(週1回以上)についての留意点】
1 電話連絡及び家庭訪問の場合、家庭との情報共有と共に、可能な限り本人との会話を心がけ、生活状況(外出の有無等)や健康観察を行うこと
2 1人1台端末による場合、家庭(本人)と双方向通信により、本人の生活状況(外出の有無等)や健康観察を行うこと
3 情報共有は週1回以上を必須とし、音信不通が1週間以上続いた場合は教育委員会管理課へ報告すること

不登校児童生徒の状態	児童生徒数
状態 1	8
状態 2	18
状態 3	2
状態 4	7

新ひだか町不登校対策スタンダードによる状態把握と対応

- ・状態 1, 2 は校内教育支援センターを中心に対応
- ・状態 3, 4 は教育支援センターとの連携による対応

- ・状態 1, 2 の児童生徒数が多い。
- ・状態 3, 4 の児童生徒へのかかわりに人的、時間的な課題がある。

2 推進地域の目標、目指す学校像・子ども像

かかわりを絶やさず、可能な支援を続ける

1. 全ての児童生徒が安心して学べる学校づくり

- ・研修の機会の充実
- ・適切な学習環境の整備

2. 一人で悩みを抱え込まないよう児童生徒・保護者を支援

- ・スクールカウンセラーによる児童生徒・保護者への支援
- ・教育委員会と子ども家庭センターとの連携強化による支援の充実

3. 学びの場を確保し、学びたいときに学べる環境の整備

- ・教育支援センターの機能強化及び校内教育支援センターの設置
(ステップ) (いっぽ)

3 取組の概要

◇校内教育支援センター「いっぽ」の開設準備

- ・教育相談コーディネーター、管理職で「いっぽ」のあり方やシステムを検討
- ・教職員間で「いっぽ」の要綱について確認
- ・教育相談コーディネーターと学級担任が、不登校生徒の情報について
共通理解
- ・関係各所（教育委員会、連携校など）と情報共有
- ・「いっぽ」の開設に向けた検討（机、パーティションなど）
- ・保護者へ周知するための案内文書・パンフレットの作成

◇校内教育支援センター「いっぽ」の開設（5月）



【支援センターパンフレット】

校内支援センター「いっぽ」 要綱

- ねらい
(1) 様々な理由により、不登校になったり不登校傾向になったりする生徒の学びの機会を保障し、社会的な自立を目指して活動する場を確保する
- 目標
(1) 安心して心を落ち着け、自分のペースで学習したり、活動をしたりする場とする。
(2) 不登校生徒の本人の気持ちや意思を尊重し、緩やかな改善につながる働きかけを行う。
(3) 新規の不登校を生まないため、校内での情報共有を積極的にして早期発見と早期対応に努める。
- 対象生徒
(1) 不登校状態である生徒
※ 「不登校」の定義・・・何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある者(文部科学省)
(2) 不登校傾向が見られる生徒
※ 断続的に欠席が続いている生徒
※ 登校することができるが、在籍学級に入ることができず、別室等で特定の教職員や友達としかかかわることができない生徒
※ 本校に登校することができず登校支援室やフリースクール等に通所している生徒
(3) 本人の意思を確認し、保護者の了解を得た生徒
- 指導者
(1) 専任担当教諭 担任教諭 その他の教諭

【支援センター要綱(一部抜粋)】

◇校内教育支援センター「いっぽ」の運営

- 教育相談コーディネーターを中心に「いっぽ」に教員を配置する体制を確保
- 学級担任を通じて不登校生徒と家庭へ「いっぽ」を周知
- 生徒の実態に応じて学習内容を精選
- 教育相談コーディネーターと学級担任が連携し、生徒の情報をデータ化
- 「不登校生徒理解・支援シート」を作成

◇連携校での校内教育支援センター「いっぽ」の出張開設

- ・連携校（小学校）で、学級担任を通じて不登校児童と家庭へ「いっぽ」を周知
- ・教育相談コーディネーター、管理職、学級担任で不登校児童の情報を共有
- ・月1回、連携校で不登校児童を対象に「いっぽ」を開設

4 工夫した点

◇人的配置と情報共有

・教育相談コーディネーターなど常に1名が「いっぽ」における生徒対応ができるよう、教務係と連携し、工夫するとともに、生徒がいつ登校しても対応できるように「生徒理解支援シート」を用いて情報共有を行った。

◇環境整備

・複数の生徒が登校した場合でも一人一人が落ち着いて学習に取り組めるよう校内教育支援センター内をパーテーションで区切ることができるようにし、生徒の個々の状況に対応できるようにした。



【「いっぽ」内の学習スペース】

◇データベース化

・データベース化による情報共有により、どの教員が担当してもスムーズに取り組めるようにしている。

教育支援センター 活用状況 6月

日	曜日	利用生徒	時間	活動内容	備考
6月1日	土				
6月2日	日				
6月3日	月	3A S	8:20~10:30	国語・英語プリント	※ 2H○○先生
6月4日	火	3A S	8:20~10:30	数学プリント	
		3A I	9:10~11:30	英語ワーク2ページ	
		2A T	9:00~11:15	話、絵、英・国プリント	
6月5日	水				
6月6日	木				
6月7日	金				
6月8日	土				
6月9日	日				
6月10日	月				
6月11日	火				
6月12日	水	2A T	9:00~10:20	絵、数・理プリント	
6月13日	木				
6月14日	金				
6月15日	土				
6月16日	日				
6月17日	月				
6月18日	火				
6月19日	水	3A S	8:20~9:30	国語ワーク4ページ	
6月20日	木				
6月21日	金	2A T	9:00~10:20	絵、社・英・国プリント	
		3B T	14:30~15:20	話し、数学プリント	

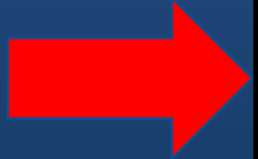
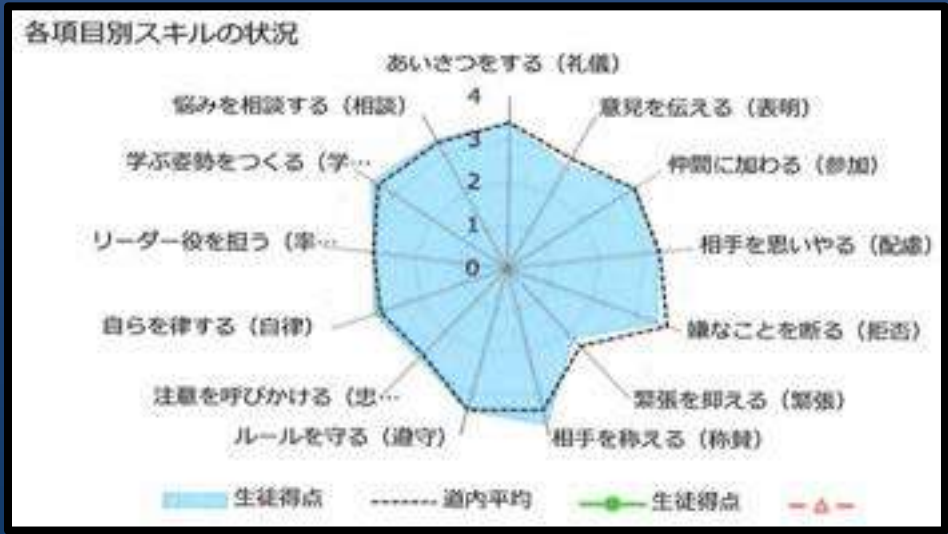
令和6年度 「いっぽ」での活動内容

生徒氏名		
日付	学習内容	学習の様子
5月21日	数学（基本プリント「中1内容の復習」）	初めての「いっぽ」。少し話をしてから中学校の復習プリントをやった。「正負の数」「比例のグラフ」分野で抜けが多く要復習。まだあまり会話が続きませんが、話を振ると少しずつ自分のことについて話すことができました。
5月29日	数学プリント（見直し、自作プリント） 理科ワーク（中1ワーク p 16~19）	数学は、前回課題だった「正負の数」「比例のグラフ」の分野のプリントを行った。じっくり時間をかけて問題を解けるようになってきた。今回は2時間いることができたため、理科のワークで学校に来られなかった時期の復習を行った。
6月1日	社会プリント（～～） 英語ワーク（～～）	～～
6月15日	数学プリント（～～）	～～
7月15日	～～	～～
8月29日	～～	～～

令和6年度不登校生徒対応	
生徒氏名	○○ ○○
学年・クラス	2年○組
不登校の状況	1年生の夏休み明けより徐々に休みがちとなる。冬休み明けから現在まで1度も学校に来られていない。2年生の5月より週に1回から2週間に1回程度のペースで「いっぽ」に登校。
生徒の特徴（性格、学習状況、部活、得意・苦手など）	学校では無口だが、家では母や妹とよく話している。学習面では、1年次は成績はあまり良くなく、特に不登校になってからは家で学習に全く取り組めていない様子。入学後○○部に入るが、2ヶ月で退部。イラストを描くのが好き。人前で話すのは苦手。
学年・クラスでの様子	クラスでは、自分からはあまり表に出ようとしなかった。
人間関係（仲のいい生徒、生徒間のトラブルなど）	1年生の頃は××や△△とよく一緒にいた。1年の冬休み明け以降、クラスの誰とも連絡を取っていない。
家庭環境	母親と妹2人（小2、4歳）
家庭と学校の関係や連絡状況	電話で連絡は取れている。
生徒本人との連絡状況	時おり担任からの電話に出ることができるが、あまり話したがらない。
本人の意向	学校に来ることにあまり積極的ではない。
保護者の意向	学校に行けるようになってほしい。
特記事項	4年生の時に◇◇から転校。
個別の支援計画	まずは「いっぽ」に定期的に来ることができるようにする。徐々に来るペースと1日あたりの時間を延ばしていく。最終的にクラスに戻れるのが望ましいが、無理強いせず少しずつ話を聞いて対応していきたい。

◇生徒の心身の状況の把握及び「自殺予防教育プログラム」の実施

- ・「子ども理解支援ツール『ほっと』」及び「心と身体のチェックリスト」を年に複数回実施して、生徒の実態や変化を把握し、指導の充実に生かした。
- ・援助希求的態度の育成のため、ピア・サポートに関する授業を実施し、望ましい人間関係を形成する力の育成を目指した。



心と身体のチェックリスト	学校平均 1回目	学校平均 2回目	分析
自分の居場所がないように感じる	1.57	1.46	安心感増
本当の自分が理解されていないように感じる	1.81	1.65	他者からの理解増
私を認めてくれる人はいないと思う	1.56	1.41	自己肯定感増

1 全く当てはまらない 2 あまりあてはまらない 3 ややあてはまる 4 よくあてはまる の平均値

【「ほっと」】「緊張を抑える」の得点がどの学年においても、他の項目と比べて低い傾向が見られた（5月実施）

【心と身体のチェックリスト】課題を共有し、全職員で指導の充実を図った結果、他者理解や自己肯定感などの項目において、改善が見られた。

5 成果と課題

◇成果

日	曜日	利用生徒	時間	活動内容
5月1日	水	2A A	8:30~9:30	語、国語・英語プリント
5月2日	木			
5月3日	金			
5月4日	土			
5月5日	日			
5月6日	月			
5月7日	火	2A B	9:00~10:00	語、お絵かき、英語プリント
5月8日	水	3A A	8:20~11:30	国語・英語・社会プリント
5月9日	木	2A B	9:45~11:15	語、算、英・社プリント
5月10日	金			
5月11日	土			
5月12日	日			
5月13日	月			
5月14日	火			
5月15日	水	2A B	9:00~11:15	語、算、数・英・国プリント
5月16日	木			
5月17日	金			
5月18日	土			
5月19日	日			
5月20日	月			
5月21日	火	2A B	9:00~10:15	語、算、数・国プリント
5月22日	水			

【活用状況（5月）】

・今まで不登校だった生徒の数名が、短時間ではあるものの、「いっぽ」に登校し、滞在できるようになってきた。

日	曜日	利用生徒	時間	活動内容
12月1日	日			
12月2日	月	3D H	8:20~11:30	英・国・数プリント
12月3日	火			
12月4日	水	3D H	8:20~11:30	理・英・数プリント
12月5日	木	2A B	9:00~11:00	算、英語プリント
12月6日	金	3D H 1B G	8:20~11:30 14:15~15:05	社・算、理プリント 英語中間テスト
12月7日	土			
12月8日	日			
12月9日	月	3D H	8:20~11:30	理・社・英プリント
12月10日	火			
12月11日	水	3D H 3A A 1B G	8:20~11:30 8:30~10:30 10:20~13:00	社・英・数、理プリント 社・算、英プリント 数学・英語ワーク
12月12日	木			
12月13日	金	3D H	8:20~11:30	理・社・数・英プリント
12月14日	土			
12月15日	日			
12月16日	月	1B G	14:00~15:05	数学ワーク
12月17日	火			
12月18日	水	3D H 1B G	8:20~12:25 12:00~15:05	理・算・社・国プリント 社プリント

【活用状況（12月）】

・「いっぽ」の開設から8ヶ月で、登校できる生徒が増え、学校に滞在する時間も増加傾向が見られた。

◇課題

- 完全に不登校状態の生徒など、未だ登校できていない生徒への対応を検討する必要がある。
- 「いっぽ」に登校している生徒の学びの場の確保や学びたいときに学べる環境の整備を継続的に行う必要がある。
- 連携校（小学校）における不登校が続く児童の学びたいときに学べる環境の整備を充実させる必要がある。

6 今後に向けて

○継続的な働きかけと関係各所との連携

- ・不登校生徒に「いっぽ」も含めた登校について粘り強く働きかける。
- ・「ステップ」やスクールカウンセラーと情報共有し、生徒の実態に応じた支援内容を模索する。
- ・「いっぽ」を利用している生徒の気持ちに配慮しつつ、他の生徒と一緒に
なれる場（授業や部活など）の提供を検討する。

○連携校での周知と進学に向けた取組

- ・小学校における「いっぽ」の出張活動の周知を進める。
- ・小学校の不登校状況を把握し、進学をきっかけにした改善に向けた支援方法について、小・中学校で検討する。